全国健康関係主管課長会議資料

平成26年3月4日(火)

於:中央合同庁舎第5号館 低層棟講堂

厚 生 労 働 省 健 康 局結 核 感 染 症 課

一 目 次 一

	接種施策の見直し等について
(1)	予防接種基本計画の策定について ・・・・・・・・・・・・・・1
(2)	今後定期接種に追加するワクチンについて・・・・・・・・・・・・・・1
(3)	同一ワクチンの接種間隔の見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・1
(4)	日本脳炎の予防接種特例措置対象者について ・・・・・・・・2
(5)	HPVワクチンについて2
(6)	予防接種センター機能病院の設置の促進等について ・・・・・・・2
(7)	予防接種後の健康状況調査について ・・・・・・・・・・・・3
(8)	予防接種健康被害者に対する衛生・福祉関係部局の連携等について
	3
(9)	その他 ・・・・・・3
	の感染症への対応について
(1)	風しん対策について・・・・・・4
	今冬のインフルエンザ対策について ・・・・・・・・・・・・・・・・4
	結核対策について5
(4)	HTLV-1対策について ·····5
	動物由来感染症対策について ・・・・・・・・・・・・・・・・6
	SFTSについて7
(7)	性感染症対策について7
3. 新型	!インフルエンザ等対策について
(1)	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種について …8
(2)	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく住民接種について …8
(3)	感染症指定医療機関の指定の促進等について ・・・・・・・・8
4. 海外	で発生している感染症への対応について
(1)	鳥インフルエンザ対策について9
(2)	MERSについて9
(3)	ブラジルW杯観戦者に対する黄熱予防接種について ····・9
5. B型	!肝炎訴訟について ·····1 O
6. <i>その</i>)他 ······1 1

1. 予防接種施策の見直し等について

(1) 予防接種基本計画の策定について

平成25年3月の予防接種法改正に伴い、予防接種施策に関する中長期的な ビジョンを関係者が共有し、一貫性を持った施策を推進することを目的に、予 防接種基本計画(予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため の計画)(以下「基本計画」という。)を25年度中に策定する。

本基本計画については、25年4月に立ち上げた厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会(以下「分科会」という。)及び予防接種基本方針部会(以下「基本方針部会」という。)等で策定に向けた審議を行ってきたが、25年12月の分科会で厚生労働省案が了承され、26年4月の告示に向けて準備を進めている。

本基本計画の第二事項「国・地方公共団体その他関係者の予防接種に関する 役割分担に関する事項」には、都道府県の役割及び市区町村の役割について盛 り込まれることとなっているので、今後の予防接種施策の推進に当たり、特段 のご配慮をお願いする。

(2) 今後定期接種に追加するワクチンについて

分科会及び基本方針部会において、広く接種機会を提供する仕組みとして、 4ワクチン(水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌、B型肝炎)の接種を実施 する場合の接種対象者や接種方法等について、専門家による技術的な検討を行 ってきた。

その結果、4ワクチンのうち、水痘・成人用肺炎球菌の2ワクチンについて技術的な課題が整理されたこと、また、財源の捻出方法等については、地方交付税措置を前提にこれらの2ワクチンを平成26年度中に定期接種化することで調整が図られた。これらを踏まえ、2ワクチンを26年10月から定期接種を実施すること、水痘はA類疾病、成人用肺炎球菌はB類疾病とすることなどが26年1月の分科会で決定され、現在、ワクチンの供給確保や政省令の改正作業等、円滑な実施に向けた準備を進めている。

また、残りのおたふくかぜ、B型肝炎及びロタウイルスワクチンについても、 分科会等において、引き続き技術的課題等の検討を進めていく。

(3) 同一ワクチンの接種間隔の見直しについて

近年、新たなワクチンの導入に伴い、定期接種のスケジュールが過密となっており、被接種者が必要なワクチンを接種する機会を逃してしまう場合があること等から、同一ワクチンの接種間隔について、分科会及び予防接種基本方針部会で審議された。

その結果、通常の接種間隔を超えてしまった場合でも定期接種として取り扱うこととすることが決定され、現在、接種間隔の上限の撤廃について省令改正の作業を進めており、平成26年4月からの施行を予定している。

(4) 日本脳炎の予防接種特例措置対象者について

日本脳炎の定期接種については、予防接種で使用する日本脳炎ワクチンについて、平成17年5月に重篤な副反応(重症のADEM(急性散在性脳脊髄炎))が認められたことから、同月以降、積極的な接種勧奨を差し控えてきた。

22年4月からは、新たに開発された乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの供給実績や副反応報告の状況を勘案し、専門家の意見を踏まえ、積極的勧奨を再開し、標準的な接種年齢の対象者に加え、積極的な接種勧奨の差し控えによって接種されていない対象者に順次、積極的な接種勧奨を実施している。

23年5月には、予防接種法施行令の改正によって、積極的な接種勧奨の差し控えによって接種機会を逃した者(平成7年6月1日生まれ~平成19年4月1日生まれ)について、特例として、20歳未満まで定期の予防接種の対象者として実施できるよう措置したところである(平成25年4月1日からは平成7年4月2日生まれ~同年5月31日生まれの者についても、特例対象者に加えられている。)。

積極的な接種勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者に対する 26 年度に おける積極的勧奨の実施については、1 期接種は、26 年度に8~9歳になる者、 2 期接種については 18 歳になる者に対して実施することとしている。

また、積極的な接種勧奨の差し控え期間中に1期、1期追加の接種を完了した者については、市町村が実施可能な範囲で2期の積極的な接種勧奨を行っても差し支えない。

(5)子宮頸がん予防ワクチン(HPV ワクチン)について

ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種については、平成25年6月に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会の審議を踏まえ、積極的な接種勧奨を差し控えている。

その後、同部会において早急に調査すべきとされた事項(①広範な疼痛を訴える38症例を中心にその概要を明らかにすること、②2製剤(GSK社のサーバリックス及びMSD社のガーダシル)の比較、③海外での疼痛症例の状況)を基に論点整理を行うなど専門家による検討が行われてきた。26年1月に開催された同部会では、積極的な接種勧奨の再開の是非については、今後改めて検討を進めることとされた。

(6) 予防接種センター機能病院の設置の促進等について

予防接種センター機能病院については、平成 13 年度より予防接種要注意者 (基礎疾患を有する者及びアレルギーを疑う症状を呈したことのある者等)が 安心して接種ができる医療機関の設置、夜間・休日に予防接種ができる体制の 整備、予防接種に関する知識や情報提供、医療相談等を実施するための機能病 院を都道府県に最低 1 か所の設置を依頼し、国庫補助事業を実施してきた。

25年7月現在、19府県24医療機関で設置されているが、近年、接種するワクチンの増加に伴い、接種間隔等について被接種者・保護者からの問い合わせ

が複雑化していること、予防接種やワクチンに関する最新知見を得るための医療従事者研修の充実や接種事故防止に向けた取組が求められていること等、新たな対応が必要となっている状況を踏まえ、地域での予防接種の中核機能として、予防接種センター機能病院の設置や機能の強化について、特段のご理解とご協力をお願いする。

(7) 予防接種後の健康状況調査について

予防接種後の健康状況調査については、都道府県、市町村及び医療機関等の協力を得て実施しているが、その調査結果については、厚生労働省ホームページに掲載するなどして広く公表している。本調査結果は、予防接種による副反応を理解し、予防接種を受ける際の判断の基となるので、副反応に関する情報を求める者に対して、適宜提供されるよう、管内市町村及び関係機関に周知をお願いする。

(8) 予防接種健康被害者に対する衛生・福祉関係部局の連携等について

予防接種による健康被害者に対する救済措置については、障害児養育年金など救済給付の支給が円滑に行われるよう、引き続き対応をお願いする。

また、公益財団法人予防接種リサーチセンターで健康被害者への保健・福祉を支援するための保健福祉相談事業を行っており、健康被害者が必要に応じて当該事業が利用できるよう、管内市町村等との連携を図り、情報提供にご協力をお願いする。

※公益財団法人予防接種リサーチセンター 電話03-6206-2113 (代表)

なお、予防接種健康被害者が重症心身障害児施設等への入所を希望する場合には、ご本人やその家族等による申請手続等が円滑に行われるよう、福祉関係主管部局との連携を図るなどのご配慮をお願いする。

(9) その他

公益財団法人予防接種リサーチセンターに委託・実施されている予防接種従事者研修について、平成6年度から都道府県及び市町村の予防接種担当者に受講していただいているが、26年度も同様に予定しており、引き続き担当者の派遣及び受講のご協力をお願いする。

また、予防接種に関する情報について、厚生労働省のホームページ及びメールマガジンを随時更新しているので、情報収集の一助とされるようお願いする。

※厚生労働省ホームページ(予防接種関係)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/infulenza/kekkaku-kansenshou20/index.html

※医療従事者向けメールマガジン「感染症エキスプレス」

http://kansenshomerumaga.mhlw.go.jp/

2. 個別の感染症への対応について

(1) 風しん対策について

昨年、平成16年以来の大きな流行となった風しんの患者報告数は、5月をピークに減少し、現在は落ち着きつつあるものの、今後、中長期的視点に立って風しん対策を進めるため、特定感染症予防指針を今年度中に策定する予定である。これまで発出した通知のほか、この指針に基づいて先天性風しん症候群の発生予防等を含む風しん対策を一層徹底して実施されるよう、引き続きご理解とご協力をお願いする。

また、再流行や今後の大きな流行の再来に備えるため、都道府県等に対する 国庫補助事業として、<u>風しん抗体検査を集中的に実施するための事業を平成25</u> 年度補正予算に計上したところであり、本事業の着実な実施をお願いする。

(2) 今冬のインフルエンザ対策について

① 総論

今冬のインフルエンザの流行シーズンに備え、平成25年11月に「今冬のインフルエンザ総合対策」を取りまとめたところであり、これに基づき、厚生労働省のホームページにインフルエンザに関する情報等を掲載した専用のページを開設し(※)、流行状況の提供、予防接種に関する情報提供やQ&Aの作成・公表等を行っている。

改めて、対策の周知及びインフルエンザ予 防対策の徹底をお願いする。



インフルエンザ予防啓発ポスター▲

※平成25年度今冬のインフルエンザ総合対策について

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html

② インフルエンザの流行状況等について

今シーズンは、平成 25 年第 51 週 (12/16 の週) に、インフルエンザの患者発生報告数がインフルエンザ流行の開始の目安としている 1.00 を上回り、流行入りとなったところであり、現段階では、平年並みの流行状況となっている。

また、インフルエンザウイルスサーベイランスの結果によると、現段階では、流行型は H1N1 が大半を占める状況にある。

今後も流行状況等を注視し、都道府県等に対し、必要な情報を適時適切に

提供していくこととしている。

(3) 結核対策について

結核対策については、感染症法や「結核に関する特定感染症予防指針」等に基づき、健康診断、公費負担医療、予防接種、患者への服薬管理を徹底し確実に治療を行う直接服薬確認療法(Directly Observed Treatment, short-course: DOTS)による対策、地域医療連携体制の強化など、総合的な結核対策を進めている。

本指針に掲げられている施策の進捗状況に関する調査を平成25年11月に都道府県等に対して実施した。本年度は、26年1月に第1回厚生科学審議会結核部会を開催し、調査結果を踏まえた評価を行っているところ。

本調査結果や結核部会での評価等を踏まえながら、「結核対策特別促進事業」 等も活用し、引き続き、地域の実情に応じた結核対策の一層の推進をお願いす る。

(4) HTLV-1 対策について

HTLV-1 対策については、平成 22 年 12 月に取りまとめられた「HTLV-1 総合対策」に基づき推進している。

HTLV-1 (ヒトT細胞白血病ウイルス1型)の感染者は、全国に約100万人以上と推定されており、ATL (成人T細胞白血病)やHAM(HTLV-1関連脊髄症)といった重篤な疾病を発症する可能性があることから、国は、地方公共団体、医療機関、患者団体等との密接な連携を図り、総合対策を強力に推進することとされている。厚生労働省においては、これまでに5回にわたりHTLV-1対策推進協議会を開催し、患者や学識経験者その他関係者からの意見を聞きながら総合対策を推進している。

具体的には、23年度から、保健所における特定感染症検査等事業の補助対象に、HTLV-1検査及びHTLV-1に関する相談指導を追加している。

また、HTLV-1 キャリアや ATL・HAM 患者からの相談に対応できるように、保健所、がん相談支援センター及び難病相談・支援センター等において、<u>相談体</u>制の構築を図り、研修の実施やマニュアルの配布等を行っている。

さらに、国民への正しい知識の普及を行うとともに、都道府県等のご協力を 得ながら相談機関のリストを作成し、厚生労働省の HTLV-1 ポータルサイトで公 開する等、患者家族などに役立つ情報提供も行っている。 なお、HTLV-1 関連研究を加速化するために、厚生労働科学研究費補助金に、HTLV-1 関連疾患研究領域を設置し、23~25 年度は約 10 億円を確保し研究を実施してきたが、26 年度においても、引き続き約 10 億円の研究費を確保することとしている。

これらの施策の実施に当たっては、感染症・がん・難病の担当課だけでなく、 母子保健担当課との連携が必要であり、体制の確保等につき、引き続きご理解 とご協力をお願いする。

※HTLV-1(ヒトT細胞白血病ウイルス1型)に関するホームページ

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou29/

(5)動物由来感染症対策について

①狂犬病予防対策について

狂犬病は、我が国では国内対策及び水際対策を徹底することにより、昭和32年の動物での発生を最後に認められていないが、諸外国、特にアジアやアフリカの国々を中心として本病が発生し、多くの死亡者が出ており、本病が我が国へ侵入するリスクは依然としてなくならないことから、日頃から本病の発生に備えておく必要がある。

このため、各自治体におかれては、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び予防注射の徹底等について、引き続き、関係市町村及び獣医師会等関係団体と連携協力しての狂犬病予防対策の推進をお願いする。また、平成25年7月には、台湾で52年ぶりに動物の狂犬病が発生したことを踏まえ、厚生労働科学研究において、国内の動物の狂犬病調査手法の確立を目指しているところである。来年度以降、準備が整った自治体から、順次、調査への参加や情報の収集等、ご協力をお願いする。

②獣医師の届出対象感染症について

平成25年における獣医師からの届出状況は、細菌性赤痢のサル3件となっており、今後も引き続き迅速な届出へのご配慮をお願いする。なお、獣医師より届出を受けた都道府県等においては、感染症法に基づく積極的疫学調査の実施、ねずみ族・昆虫等の駆除等のまん延防止措置や人への感染防止のための所要の措置について、遺漏なきよう対応をお願いする。

③鳥インフルエンザA(H5N1, H7N9) について

平成25年についても、引き続き、家きん・野鳥等における鳥インフルエンザA (H5N1, H7N9) の発生事案は確認されていないが、鳥インフルエンザ発生の際には関係通知等に基づき、関係機関との連携を密にし、鳥類等に接触した者への積極的疫学調査の実施、感染防止措置の指導等、鳥インフルエンザの人への感染防止の迅速かつ適切な対応に遺漏ないようお願いする。

④動物の輸入届出制度

平成 17 年 9 月より、輸入動物を原因とする感染症の発生の防止と、問題発生時の迅速な追跡調査を可能とするため、動物の輸入届出制度を導入している。都道府県等においては、引き続き管内の動物取扱者等関係者への周知について協力をお願いするとともに、万が一、感染症法において分類された疾病(感染症法第 15 条参照)に感染疑いのある動物の輸入が判明した場合には、感染症法に基づき、積極的疫学調査や人への感染防止のための所要の措置について、厚生労働大臣から指示をすることとなるので、迅速な協力を

お願いする。

(6) SFTS について

平成25年1月に国内で初めて、マダニ媒介性疾患の重症熱性血小板減少症候群(SFTS)の症例が報告され、昨年1年間で40名の患者(うち13名死亡)の発生が確認されている。25年度より、厚生労働科学研究において、SFTSの実態解明と今後の対策に関する総合的な研究を3か年計画で実施しているところである。各自治体におかれては、引き続き、住民に対する適切な情報提供や注意喚起をお願いするとともに、本感染症に関する調査・研究へのご協力など、対応をお願いする。

(7)性感染症対策について

性感染症を取り巻く状況として、感染症の発生動向調査を見ると、10 代後半から 20 歳代の男女の報告数が最も多く、特に若年層を中心とした大事な健康問題となっていることから、性感染症の予防に必要な対策として、予防を支援する環境づくりが最も重要である。

若年層における発生の割合が高いことや、性行動が多様化していることなど を踏まえた対策を進めることが重要であり、<u>性感染症に関する特定感染症予防</u> 指針に基づき、教育委員会等関係機関と連携し、性感染症の感染・まん延防止 に努めていただくよう引き続きお願いする。

また、国の補助事業として、「特定感染症検査等事業」においては保健所が行う性感染症検査及び検査前・後の相談事業に対して、また、「感染症対策特別促進事業」においては性感染症に関する普及啓発事業に対して、それぞれ国庫補助を行っており、体制確保の充実を図っていただいているところであるが、引き続き、性感染症対策の一層の推進をお願いする。

さらに、平成24年6月に<u>性感染症に関する専用ページを新たに開設</u>し、性感染症の疾患別情報のほか、性感染症に関する特定感染症予防指針に関する情報、発生動向のデータ、関連通知、検査や受診を勧める啓発ツール等の施策情報を順次掲載しているので活用していただきたい。



性感染症予防啓発リーフレット



性感染症予防啓発ポスター▲

※性感染症に関するページ

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansen

3. 新型インフルエンザ等対策について

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種について

新型インフルエンザ等対策については、平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、6月に政府行動計画及びガイドラインが策定された。

新型インフルエンザ等対策における2つの予防接種のうち、特定接種については、政府行動計画における接種順位の基本的な考え方を踏まえ、新型インフルエンザ医療等に従事する医療関係者について、昨年12月から都道府県等の協力をいただきながら、登録を開始したところである。3月20日を期限として都道府県から厚生労働省へ登録一覧表を提出していただくこととなっているので、ご協力をお願いする。

(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく住民接種について

厚生労働科学研究において、市町村において速やかに集団的な予防接種の体制を構築し実施できるよう、有識者や自治体担当者等による検討を行い、本年2月を目処に市町村規模を考慮した集団的予防接種のための報告書(手引き)を取りまとめているところ。

(3) 感染症指定医療機関の指定の促進等について

第一種感染症指定医療機関の指定については、平成25年4月現在で35都道 府県(41医療機関79床)において指定が完了したところであるが、未だ12県 が未指定のままである。

18年7月には総務省からも、第一種感染症指定医療機関の指定が進んでいないことについて勧告を受けており、新型インフルエンザの発生時にも活用されることが考えられることから、<u>未指定の県においては、早期の指定に向け、医</u>師会、医療機関関係者等との調整を進められるようお願いする。

23 年度に開始した感染症対策アドバイザー養成セミナーは、自治体の感染症対策担当職員に対し、助言を行う臨床疫学や行政についての知識を有するアドバイザーの養成を目的としている。地域の感染症対策の担当職員と、同じ自治体でリーダーとなり得る感染症担当の臨床医のペアで受講することで、不明感染症の発生時など有事の際の危機管理に自治体として対応できる体制の構築や、専門家の養成を目指している。25 年度は、自治体の感染症担当、臨床医に加え、厚生労働省職員も参加し、新型インフルエンザ等の発生を想定したシナリオに基づいて議論を行うとともに、メディア対応やプレスリリース及び啓発ツールの作成の方法などについて専門家を招いて講義と実習を実施した。本研修を終了されたアドバイザーを構成員とする全国レベルのネットワークの構築を目指しており、これまで参加されていない自治体におかれては、本研修への

積極的な参加をお願いする。

さらに、国内に存在しないエボラ出血熱をはじめとする一類感染症等に対する医療研修を行い、国内の感染症医療体制を充実させることを目的としている「一類感染症等予防・診断・治療研修事業」についても、<u>これまで未参加の県</u>においては、積極的な参加をお願いする。

4. 海外で発生している感染症への対応について

(1) 鳥インフルエンザ対策について

平成25年3月に中国で鳥インフルエンザA(H7N9)患者が3名確認されて以降、本年2月4日現在、中国、台湾、香港において、281名(うち60名死亡)の患者が報告されている。昨年10月以降に限れば、患者146名(うち13名死亡)の患者が報告されており、引き続き、発生の動向等を注視する必要がある。感染源は、未確定であるものの、生きた家禽類等の接触による感染の可能性が高いとされており、また、家族間等の限定的なヒトーヒト感染が認められる一方で、現在のところも、季節性インフルエンザのような、持続的なヒトーヒト感染は認められていない。

中国等における発生を受け、厚生労働省は、昨年5月より、感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症に指定しており、鳥インフルエンザA(H5N1)と同等レベルの対応が可能となっている。

都道府県等におかれては、引き続き、関係通知等に基づき、感染の疑いがある方が確認された際には、報告をお願いするとともに、迅速及び適切な対応をお願いする。

(2) MERS について

平成 24 年 9 月以来、アラビア半島諸国を中心に中東呼吸器症候群 (MERS) の発生が報告されており、本年 2 月現在 180 名の患者、うち 78 名の死亡が報告されている。発生以来、アラビア半島とその周辺諸国からの帰国者で、MERS の症状を示す患者についての情報提供を、地方自治体を通じて医療機関に依頼し、検査体制の整備を既に行っているが、引き続き注意をお願いする。

(3) ブラジルW杯観戦者に対する黄熱の予防接種について

本年6月にサッカーワールドカップが開催されるブラジルは、WHO においてその大部分が黄熱の接種推奨地域であるため、接種推奨地域への渡航者の感染リスクを低減させるとともに、国内への侵入を防ぐため、昨年 12 月及び本年1月にプレスリリースを行うなど、ワールドカップ観戦でブラジルへ渡航を予定される方に対して、検疫所等で実施している黄熱の予防接種を早めに受けていただくよう呼びかけている。

また、黄熱の予防接種に関する周知については、公益財団法人日本サッカー協会などの関係機関や旅行会社、報道機関等においても、ホームページへの掲

載や渡航予定者へのリーフレットの配布などの協力をいただいている。

このように、昨年から早めの予防接種の周知を行っており、<u>パスポートセン</u> ターやスポーツ振興部局等と連携し、黄熱の予防接種に関する周知をお願いす る。

※黄熱予防接種に関するページ

検疫所HP http://www.forth.go.jp/news/2013/12101510.html
25 年 12 月プレスリリース http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000032019.html
26 年 1 月プレスリリース http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000035471.html

5. B型肝炎訴訟について

B型肝炎訴訟については、平成23年6月に、国と原告団との間で締結された「基本合意書」及び24年1月に施行された「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成23年法律第126号。以下「B肝特措法」という。)」に基づき、和解手続及び給付金等の支給が行われている(26年1月末時点で、全国で13,530人が提訴しており、そのうち6,490人が和解している)。25年11月には、基本合意書でこれまで和解対象とはされていなかった①父子感染による二次感染者、②母子感染者からさらに母子感染したいわゆる三次感染者の方と国との間で、和解が成立した。そして、今般の和解の協議の成立を踏まえ、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」(平成23年厚生労働省令第6号)」が26年1月に施行され、上記の方々についても、B肝特措法に基づく給付金等の救済制度の対象者とされた。

また、厚生労働省では、B肝特措法案に対する附帯決議において、政府は、 集団予防接種等によるB型肝炎ウイルス感染被害者の救済手続に関する国民へ の周知を行うこととされていることを踏まえ、制度開始当時から、リーフレッ ト・ポスターやB型肝炎訴訟に関する手引きの作成・配布のほか、政府広報の 実施やホームページでの情報提供等による周知・広報を行っている。

今月中に、救済措置の更なる周知を目的として、リーフレット及びポスターを作成し、配布や電子媒体による提供等を行うことを予定しているため、ポスター・リーフレットの配布等が行われ次第、各都道府県・保健所設置市・特別区においても、庁舎や出先機関でのリーフレットの配布やポスターの掲示によるB型肝炎訴訟に関する給付金等の救済制度の周知に御協力いただくとともに、各都道府県においては、管内の市町村、保健所、関係医療機関(肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患専門医療機関)、その他の公共施設等を含めた周知の徹底を図っていただくようお願いする。

6. その他

最近の政省令改正事項等について

平成25年4月から12月にかけて、下記の事項について関係政省令を改正した。

- ・ 鳥インフルエンザ A (H7N9) に対応するため、当該疾病を指定感染症及び検疫感染症に位置付けるとともに、原因となる病原体を四種病原体等に指定。
- ・ 小児の肺炎球菌感染症に使用するワクチン、接種間隔及び長期特例の上 限を変更。
- ・ ロタウイルスによる感染性胃腸炎を基幹定点による届出対象疾病に規定。
- ・ 佐賀空港に国際定期便が就航することに伴い、同空港を検疫飛行場に指 定。
- ・ 特例水準の解消のため、予防接種法施行令及び新型インフルエンザ予防 接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令に規定する医療手当 額等を改正。

参考資料

一 参 考 資 料 目 次 一

1. 平成26年度結核感染症課予算(案)の概要 ・・・・・・・・・・・・ 資ー1

平成26年度結核感染症課予算(案)の概要

1. 予防接種の推進などの感染症対策

(単位:千円)

予算額 予算額(案) 增益減額 千円 千円 千円 [13, 141, 476] [13, 461, 764] [320, 288] 対前年度 +2.4%	平成 2 5	年度 平成	2 6 年度	差	引	伸	
	予 算	額 予算	額(案)	増 △ 源	杖 額	147	学
[13, 141, 476] [13, 461, 764] [320, 288] 対前年度 +2.4%		千円	千円		千円		
	[13, 141	, 476] [13, 461, 764]	[32	20, 288]	対前年度	+2.4%
(8,612,925) (9,091,108) (478,183) 対前年度 +5.6%	(8,612	, 925) (9,091,108) ((47	78, 183)	対前年度	+5.6%
8, 586, 303 9, 069, 241 482, 938 対前年度 +5. 6%	8, 586	, 303	9, 069, 241	48	2, 938	対前年度	+ 5.6%

「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の再発防止策について」等を踏まえた予防接種に関す る相談体制の充実や医療従事者に対する安全・技能研修の実施、新型インフルエンザ等対策特別 措置法に基づく、特定接種対象事業者を登録・管理するためのシステム構築など、予防接種の推進 や新型インフルエンザ等対策の強化などの感染症対策の推進を図る。

※ このほか、平成25年3月に成立した予防接種法改正法の衆参両院における附帯決議を踏まえ、平成26年 度中に2ワクチン(水痘、成人用肺炎球菌)を定期接種化する(地方財政措置)。

2, 558, 225] [2, 514, 983] 1. 感染症の発生・拡大に備えた事前対応型行政の構築 2, 126, 903 → 2, 141, 038 (新)・特定接種管理システム構築経費 84, 780 ・感染症発生動向調査事業費 [負担金] 補助率:1/2 766, 261 ・感染症対策特別促進事業費[補助金] 補助率: 1/2・10/10 350.805 うち結核対策特別促進事業(DOTS事業等) 補助率: 10/10 254, 041 病原体等管理体制整備事業費 56, 640

(参考) 平成25年度補正予算案

・プレパンデミックワクチンの購入等

64億円

・風しんの感染予防及びまん延防止対策の強化

12億円

2. 良質かつ適切な医療の提供体制の整備

3,734,541 $\left[4,325,774 \right]$ 3, 734, 541 → 4, 325, 774

[1, 111, 834] [1, 080, 534]

666, 321 →

543, 956 →

· 結核医療費 [負担金·補助金] 補助率3/4·1/2 (沖縄:1/2·3/4·8/10·10/10)

3, 604, 212

・感染症指定医療機関運営費 [補助金] 補助率1/2

1,560,000の内数

698, 770

•保健衛生施設等設備整備費補助金 補助率1/2 ·保健衛生施設等施設整備費補助金 補助率1/2

883,000の内数

3. 感染症の発生予防・防止措置の充実

・感染症予防事業費 [負担金] 補助率1/2・1/3

・予防接種センター機能推進事業費[補助金] 補助率1/2

689, 053 600,000 37, 064

予防接種に係る普及啓発経費

3, 660, 347] [3, 583, 914]

2, 132

4. 調査研究体制の強化

• 結核研究所補助 [補助金]

529, 582 403, 759

· 予防接種副反応報告整理·調査事業費 [交付金]

60, 326 25, 282

· 予防接種後副反応 · 健康状況調査事業費

・新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究			1, 785, 739
新 うち新興・再興感染症に対する医薬品等の開発及び世界	への展開に向け	た研究	102, 022
・新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究			268, 262
・HTLV-1関連疾患に関する研究(一部再掲)			1, 000, 000
	[580, 013] [592, 880]
	(56, 083) (53, 388)
5. 人材育成の充実及び国際協力の強化		29, 461 →	31, 521
・新型インフルエンザ対策事業費(医療従事者研修)			8, 605
• 政府開発援助結核研究所補助[補助金]			16, 304
]	43, 542] [42, 906]
6. 動物由来感染症対策		32, 147 →	31, 500
動物由来感染症対策費(感染症予防対策費)			5, 128
• 動物由来感染症対策費(感染症発生動向等調査費)			25, 498
	[1, 452, 974] [1, 320, 773]
7. その他		1, 452, 974 →	1, 320, 773
・新型インフルエンザ予防接種健康被害給付金			76, 908
· 予防接種事故救済給付費[負担金] 補助率2/3			1, 099, 308

2. B型肝炎訴訟対策

(単位:千円)

平成 2 5 年度	平 成 2 6 年 度	差 引	伸率
予 算 額	予 算 額 (案)	増 Δ 減 額	
千円	千円	千円	対前年度 +0.0%
57, 200, 000	57, 200, 000	0	

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に基づき、B型肝炎ウイルスの感染被害を受けた人々への給付金などの支給に万全を期すため、社会保険診療報酬支払基金に設置した基金に給付金などの支給に必要な費用の積み増しを行う。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給業務費交付金

57, 200, 000 → 57, 200, 000

(参考) 平成25年度補正予算案

·特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給業務費交付金

498億円

※ 1.	[]内の数字は厚生労働省計上分
※ 2.	()内の数字は健康局計上分
※ 3.	-	で囲んだ事項は他課計上分

(予防接種対策) ※感染症対策の内数

(予防接種对策)	※感染症対策の	内数 ——————		(単位:千円)
平成25年度	平成26年度	差引	伸	率
予 算 額	予算額 (案)	増 △ 減 額	144	~
千円	千円	千円		
1, 515, 982	1, 438, 740	△ 77, 2 4 2	対前年度	△5. 1%

平成25年6月に取りまとめられた「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の再発防止策につい て」等を踏まえ、予防接種に関する相談体制の充実や医療従事者に対する安全・技能研修の実施に より、予防接種の安全性の確保を図るとともに、接種率の更なる向上を図るための体制を整備する など、予防接種の推進を図る。

※ このほか、平成25年3月に成立した予防接種法改正法の衆参両院における附帯決議を踏まえ、平成26年 度中に2ワクチン(水痘、成人用肺炎球菌)を定期接種化する(地方財政措置)。

1.	健康被害救済給付費 ・予防接種事故救済給付費 [負担金] 補助率2/3 ・新型インフルエンザ予防接種健康被害給付金 ・ポリオ生ワクチン2次感染者対策費 [補助金] 補助率2/3	1, 286, 873	\rightarrow	1, 185, 395 1, 099, 308 76, 908 9, 179
2.	保健福祉相談事業 [補助金] ·保健福祉相談事業 ·研修事業 ·啓発普及事業	37, 591	\rightarrow	37, 982 33, 452 1, 611 2, 919
3.	予防接種後副反応報告制度事業費 ・予防接種副反応報告整理・調査事業費 [交付金] ・予防接種副反応報告システム導入・運用経費 ・予防接種後副反応・健康状況調査事業費	91, 617	\rightarrow	90, 274 60, 326 4, 666 25, 282
4.	予防接種従事者研修事業 [委託費]	2, 969	\rightarrow	3, 114
5.	予防接種センター機能推進事業 [補助金] 補助率1/2 ※カ所数 ・予防接種要注意者への予防接種や医療従事者向け研修等の実施 ・休日・時間外の予防接種実施	14, 239 17カ所		37, 064 22カ所 2カ所
6.	予防接種に係る普及啓発費 ※予防接種に関する包括的なテキストの作成等	2, 841	\rightarrow	2, 132
7.	ワクチン等研究開発の推進			,
	・厚生労働科学研究費 ・新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究 新)うち新興・再興感染症に対する医薬品等の開発及び世界への展開に向けた・新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究	研究		, 785, 739の内数 102, 022の内数 268, 262の内数
8.	その他 ・厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会経費 ・疾病・障害認定審査会感染症・予防接種審査分科会経費 ・予防接種対策推進費 ・予防接種事故発生調査費 [補助金] 補助率2/3 ・感染症流行予測調査費	79, 852	\rightarrow	82, 779 6, 694 6, 033 7, 686 2, 158 60, 208

(新型インフルエンザ等対策) ※感染症対策の内数

(単位:千円)

平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	差 引	伸率
予 算 額	予算額 (案)	増 Δ 減 額	
千円 [5, 681, 549] (2, 615, 286) 2, 588, 664	千円 [5,635,272] (2,657,726) 2,635,859	千円 [△ 46, 277] (42, 440) 47, 195	対前年度 △0.8% 対前年度 +1.6% 対前年度 +1.8%

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等が発生した際に医療の確 保や国民生活・国民経済の維持のために必要なワクチン接種の対象となる事業者を登録・管理する ためのシステムを構築するなど、新型インフルエンザ等対策の強化を図る。

[2, 500, 569] [2, 413, 394] 1. 医薬品の備蓄と研究開発の推進等 $129,900 \rightarrow 109,153$

• 厚生労働科学研究費

・新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究

1, 785, 739

(新) うち新興・再興感染症に対する医薬品等の開発及び世界への展開に向けた研究

102, 022

新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究

268, 262

(参考) 平成25年度補正予算案

・プレパンデミックワクチンの購入等

64億円

821, 566] [

807, 762 →

2. 地域の医療体制等の確立

· 感染症対策特別促進事業費 [補助金] 補助率1/2

96, 764

· 感染症指定医療機関運営費 [補助金] 補助率1/2

698, 770

・新型インフルエンザ対策事業費(医療従事者研修)

8.605

844, 652

830, 899

·保健衛生施設等設備整備費補助金 補助率1/2

1,560,000の内数

- ・感染症外来協力医療機関設備(HEPAフィルター付パーティション・空気清浄機の補助)
- ・新型インフルエンザ患者入院医療機関設備(人工呼吸器、PPE、簡易陰圧装置の補助)
- ·保健衛生施設等施設整備費補助金 補助率1/2

883.000の内数

・新型インフルエンザ患者入院医療機関施設

3. 国民各界各層に対する取組の要請

18, 166] [16, 111] 18. 166 → 16, 111

・新型インフルエンザ対策事業費(正しい情報の共有)

12, 590

1, 726, 049] [1, 771, 460] (1,631,035) (1,676,065)

[

Γ

4. 国・地方公共団体等の体制整備

・感染症予防事業費 [負担金] 補助率1/2・1/3

· 感染症発生動向調査事業費 [負担金] 補助率1/2

・インフルエンザ薬耐性株サーベイランス事業費

(新)・特定接種管理システム構築経費

1, 604, 413 → 1, 654, 198

28, 423 →

600,000 766, 261

> 31.702 84, 780

615, 199] [589, 655]

5. 水際対策の強化及び国際協力等

• 動物由来感染症対策費(感染症発生動向等調査費)

25, 498 25, 498